

平成29年度版
各国の食品・添加物等の規格基準

ラオス人民民主共和国

目次

1. 法的枠組

- 1 食品行政（食品安全管理）
- 2 食品法規体系と個別食品基準の概要関連図
- 3 食品関連法規
- 4 食品基準
- 6 一般食品の規格・基準・分析法
- 7 事例研究

2. 食品添加物

2. 食品添加物に関する法規

- 2.1. 概要
- 2.2 食品添加物の定義及び機能用途分類
- 2.3 可食品添加物及び最大使用基準値
- 2.4. 食品への使用禁止物質
- 2.5. 食品添加物の規格・基準
- 2.6. 新規食品添加物の評価・認可
- 2.7. 食品への食品添加物の表示
- 2.8. 食品添加物の概要（まとめ）

3. 食品表示

4. 健康強調・機能性食品

5. 製造工程認証

6-1. 個別食品規格／調味料類

6-2. 個別食品規格／菓子類

6-3. 個別食品規格／清涼飲料

6-4. 個別食品規格／レトルト食品

6-5. 個別食品規格／めん類

6-6. 個別食品規格／乳・乳製品

6-7. 個別食品規格／アルコール飲料

6-8. 個別食品規格／調理冷凍食品

7. 残留農薬

1. 法的枠組

1 食品行政（食品安全管理）

ラオスにおける食品安全管理の責務は、主に保健省（Ministry of Health）が担う。保健省内の担当機関は食品・医薬品局食品管理部（Food Control Division, Food and Drug Department [FDD]）である。また、農林省（Ministry of Agriculture and Forestry）は食肉および畜産物の輸入に対し、商務省（Ministry of Industry and Commerce）は食品事業規制に対し一定の管轄権を持ち、科学技術省（Ministry of Science and Technologies）は食品基準を含む任意基準を制定する責務を負う。県・首都・郡・市・村の保健局・衛生局・衛生委員会もまた、国家規制を実施し、地域規制を作成する責務を負う。

2 食品法規体系と個別食品基準の概要関連図

図1にラオスにおける食品法規と個別食品基準に関連する諸食品法の概要を示した。

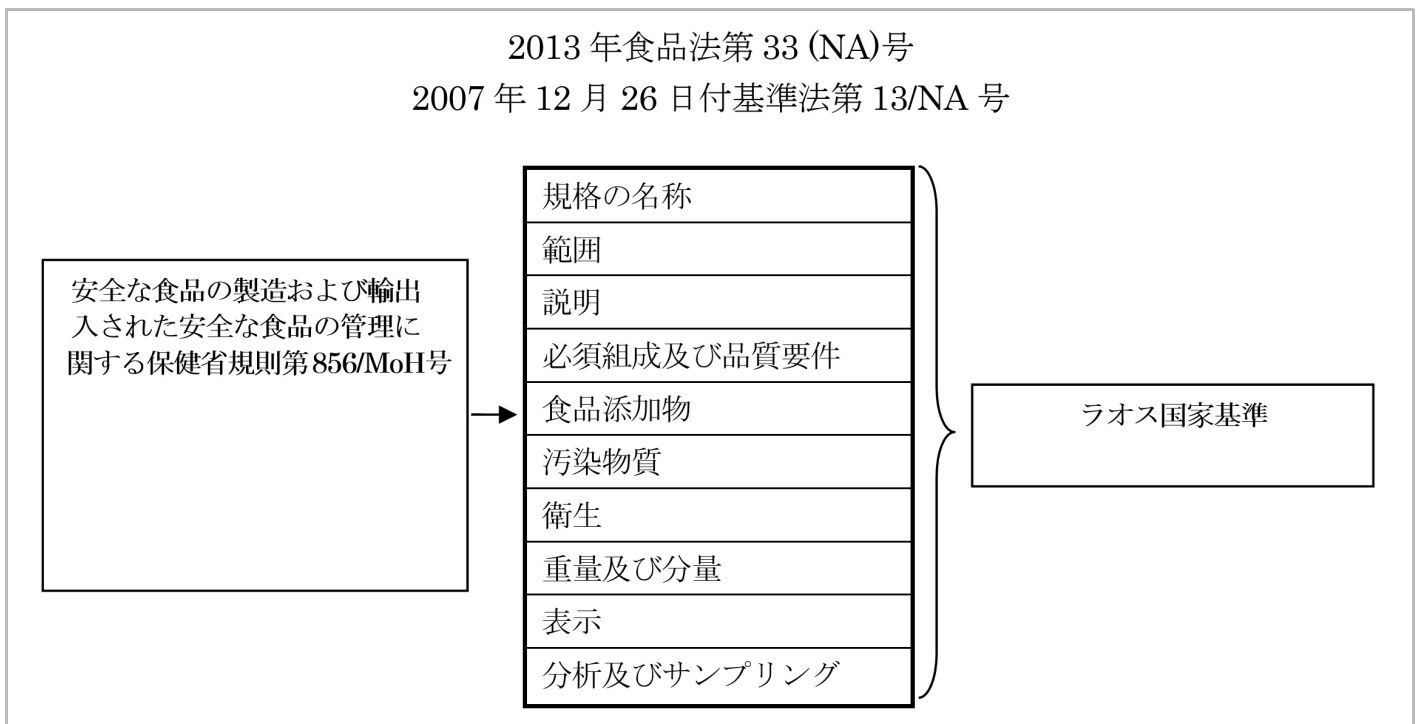


図1食品法規と個別食品基準に関連する諸食品法の概要関連図

1. [http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Food%20\(Amended\)_Laos_OT.pdf](http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Food%20(Amended)_Laos_OT.pdf)

3 食品関連法規

(1)2013年7月24日付食品法第33号

旧法である2004年5月15日付食品法第33号に代わる2013年8月20日付食品法第33号（以下「食品法」と称する）[19]は、ラオスの「一般食品法」である。同法は下記の表1に示した10部から構成される。

部	食品法
1	総則

2	食品安全の基準・管理
3	食品事業
4	食品事業者および消費者の権利・義務
5	禁止事項
6	紛争解決
7	食品・医薬品管理委員会
8	食品の管理および検査
9	優れた業績を有する人物に対する政策および違反者に対する処置
10	最終規定

食品法の重要な特徴の1つは、食品を炭水化物、タンパク質、およびビタミン・ミネラルの3群に分類し、定義していることである。食品添加物の定義も含まれる。食品法により、保健省には食品安全基準などの食品法規を作成し、提案する責務が与えられる。さらに食品法により、食品の正確な詳細および情報を示すことを目的として、ラオ語や主要な国際語による食品表示も義務付けられる。

(3)2007年12月26日付基準法第13/NA号および2013年食品法第33号

2007年12月26日付基準法第13/NA号（以下「基準法 [Law on Standards] 」と称する）は、基準および技術規則の制定、管理および適用に対する原則、規定、および措置を規定する。同法により、科学技術省には基準作成を指導し、調整する責務が与えられる。技術規則は、特定部門の関連政府機関からなる技術委員会によって作成される。基準への準拠は任意であるが、技術規則への準拠は強制力を持つ。

同法において基準は「製品、商品、業務、工程、環境、および他の基準関連事項の特性のために定められ、これらの評価、分類、および品質評価を目的として規定されたもの」と定義されるが、技術規則は「製品、業務、工程、環境および他の技術規則関連事項の評価、範囲、および技術的特性のために定められ、安全性、衛生、健康、消費者の利益、環境保護、および国民の利益と安全の確保を目的として、規制および検査に用いるために規定されたもの」と定義される。

2013年食品法第33号 食品基準 第9条ラオスにおいて製造、輸出、輸入、販売されるいかなる食品について、食品安全局の食品安全基準に準拠しなければならない。そのような基準がラオスに存在しない場合、コーデックス委員会の規格が適用されるものとする。

* 食品規則抜粋

ラオスにおける個別食品基準の検討に関連する食品規則を以下に挙げる。

1)食品添加物：安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号（Food additives – Ministry of Health Regulation No. 856/MoH on the Control of Production, Exported-Imported Safe Food）²

²http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Regulation%20No.856_Eng.pdf

4 食品基準

ラオスには、食品および食品加工の安全性と品質の標準化に用いられる2種類の規範法律文書、すなわち基準および技術規則が存在する。「基準法」に記載されているように、基準は技術規則とは異なる。基準は製品、商品、業務、工程、環境などの特性を定義し、任意的な性質を持つが、技術規則は製品の技術的特性の制限を定義しており、安全性、衛生、健康、消費者の利益、環境保護、および国民の利益と安全の確保を目的として、準拠が義務付けられる。

基準については、国家基準（National Standards [LS] ）および地域基準（Local Standards [LcSまたはPS] ）の2種類が存在する。国家基準は中央技術委員会（Central Technical Committee）により起草された後、官民からなる国家基準審議会（National Standards Council）による採択を目的として提出され、さらに科学技術省による公式発布を目的として同省に提出される。地域基準は地域技術委員会（local technical committees）によって作成され、県または首都のいずれかの科学技術部（Departments of Science and Technology）により、その地域の適切な条件を考慮して採択および発布される。

食品技術規則は、国家レベルで保健省の指導によって技術委員会が作成することも、地域レベルで県または首都の機関が作成することも可能である。地域技術規則は、当該の地域技術規則が発布された特定の県または特別市にのみ適用可能である。地域技術規則が国家技術規則に準拠していない場合には、国家技術規則を優先する。

現時点では、食品に関連するラオス国家基準は8種類のみが発布されており、1種類の国家基準が現在起草中である（表1）。

表1食品基準

LS番号	品目名
01	未焙煎コーヒー豆
63	容器入り飲料水
64	精白米
66	焙煎コーヒー豆
67	砂糖
69	缶詰トマトソース
70	魚醤
75	醤油
起草中	食用塩

6 一般食品の規格・基準・分析法

現時点では、一般食品の規格、基準、および分析法は定義されていない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。

7 事例研究

(1) 即席めん

食品規格・基準・分析法：

ラオスには現在、即席めんに関する基準は存在しないため、コーデックス規格を適用している。

(2) 炭酸飲料

食品規格・基準・分析法：

ラオスには現在、炭酸飲料に関する基準は存在しないため、コーデックス規格を適用している。

(3) 調理冷凍食品

食品規格・基準・分析法：

ラオスには現在、調理冷凍食品に関する基準は存在しないため、コーデックス規格を適用している。

(4) 牛乳

食品規格・基準・分析法：

ラオスには現在、牛乳に関する基準は存在しないため、コーデックス規格を適用している。

表2 食品添加物の概要／定義（一般）

	概要／定義	参照
関連法規	2013年7月24日付食品法第XX号	http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20Food%20(Amended)_Laos_OT.pdf
概要（一般）／定義		
食品添加物の定義	食品添加物は、食品法において以下のように定義される。 「添加物とは、成形、着味、着香、着色などの技術的目的のために食品に添加され、当該食品の製造、加工、処理、包装、輸送、および保存に用いられ、食品の性質に直接的または間接的に影響を与える可能性があるいずれかの物質を指す」	食品法第3条（3）項
香料	記載されていない	

加工助剤	記載されていない	
キャリアオーバー	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条

表3 食品添加物の概要／定義（指定）

	概要／定義	参照
関連法規	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号	http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/Regulation%20No.856_Eng.pdf
概要（指定）／附則		
1	指定添加物リスト	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠
2	既存添加物リスト	ラオスは該当するリストを作成していない
3	天然香料基原物質リスト	ラオスは該当するリストを作成していない
4	一般に食品として食用または飲用に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト	ラオスは該当するリストを作成していない
ネガティブリスト	<ul style="list-style-type: none"> • ホウ砂（二ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム、およびピロホウ酸ナトリウムを含む） • ジエチレングリコール（ジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む） • ホルムアルデヒド • クロラムフェニコール • ニトロフランまたはニトロフラゾン 	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
食品添加物の規格、重量およびサイズ、汚染物質、分析およびサンプリング方法、食品添加物の製造基準	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
食品添加物に関する公式刊行物および公報	ラオスには食品添加物に関する公式刊行物および公報は存在しない	

[19] <http://laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=470#.UnH3FuLIPk0>

2. 食品添加物

2. 食品添加物に関する法規

2.1. 概要

ラオスでは、食品添加物の使用は保健省下の食品・医薬品局（FDD）食品管理部によって規制される。しかし、現時点ではラオスには食品添加物に対する国家規制および基準は存在しない。食品法第14条に従って、食品に使用する添加物は、コーデックス委員会またはASEANが認可した添加物に基づく必要がある。また、2006年5月12日付安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条に従って、食品添加物の使用および基準は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）の要件に準拠する必要がある。

2.2 食品添加物の定義及び機能用途分類

食品添加物は、食品法第3.3条および第14条において以下のように定義される。

「添加物とは、成形、着味、着香、着色などの技術的目的のために食品に添加され、当該食品の製造、加工、処理、包装、輸送、および保存に用いられ、食品の性質に直接的または間接的に影響を与える可能性があるいずれかの物質を指す」。

第14条（新規）添加物

ラオスにおいて食品の製造、加工、および処理に使用される添加物はコーデックス委員会およびASEANの承認に基づくものでなければならない。

添加物とは栄養価を一切含まず、主要食品成分とならず、また食品として直接消費することはできない。

保健省規則第865/MoH号第5条により、機能用途分類はコーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠する。

2.3 可食品添加物及び最大使用基準値

保健省規則第865/MoH号第5条により、認可食品添加物及び最大使用基準値はコーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠する。

2.4. 食品への使用禁止物質

保健省規則第865/MoH号により、以下を含む、食品への使用が禁止される物質および添加物のリストが規定されている。

- 1)ホウ砂（二ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム、およびピロホウ酸ナトリウムを含む）
- 2)ジエチレングリコール（ジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む）
- 3)ホルムアルデヒド
- 4)クロラムフェニコール
- 5)ニトロフランまたはニトロフラゾン

2.5. 食品添加物の規格・基準

ラオスには現在、食品添加物の規格および基準に対する国家規制は存在しない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。

2.6. 新規食品添加物の評価・認可

既存の規制には新規食品添加物の評価および認可に関する明確な手順は存在しない。

2.7. 食品への食品添加物の表示

ラオスには、食品への食品添加物使用の表示に対する国家規制は存在しない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。

2.8. 食品添加物の概要（まとめ）

香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義を表2に、その他、指定/既存添加物、使用禁止物質等についてを表3にまとめた。

3. 食品表示

未調査のため、情報がありません。

4. 健康強調・機能性食品

栄養表示	ラオス
関連法規/規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
栄養参照量（定義, NRVs-R/-NCD）	規定無し
栄養表示（適用：義務 もしくは任意）	栄養強調表示をする食品には、栄養表示を義務とすべきことが第6条の6.2.7項に記載されている
適用される食品カテゴリー	規定無し
適用除外（食品カテゴリー）	規定無し
（食品事業者の規模）	規定無し
栄養成分リスト（栄養成分、記載順）	強調表示する場合は、 エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラル
その他の栄養成分	規定無し
栄養成分量の表示方法 （表示方法 100g/ml、1サービング、又は1包装あたり）	エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物は、メートル法で、かつ/又は、100g又は100ml当たりの、又はサービング当たりの栄養参照量の%（割合）として表示しなければならない。 強調表示する場合は、メートル法で示された100g又は100ml当たり、 かつ/又はサービング当たりのその栄養素量を表示しなければならない。
（表示する値：一定値もしくは幅表示）	栄養含有量は数値でなければならない
（分析値もしくは計算値）	計算値と実測値の両方可
栄養表示のための食品成分表/データベースの利用	規定無し
栄養表示のための食品成分表/データベース	規定無し
栄養成分の計算（エネルギー/たんぱく質/炭水化物/脂質）	規定無し
公差と適合性（誤差範囲）	規定無し

表示方法の特色（フォーマット、%NRV、表示）	栄養参照量に対する%で表示することができる
（パッケージ正面の表示、FOP）	規定無し
栄養表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）	Food and Drug Department（食品医薬品局）
査察と罰則	規定無し

栄養強調表示	ラオス
関連法規／規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
定義（栄養素含有量／比較強調表示）	規定はないが、条項6.2.8には、“栄養素含有強調表示、栄養素比較強調表示、栄養機能表示は、これらが、「栄養と健康強調表示の利用に関するコーデックスガイドライン」に規定されている最低基準に合致する場合に限り許可される”と記載されている。
栄養素含有量強調表示	規定無し
栄養素比較強調表示	規定無し
無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）	規定無し
栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）	Food and Drug Department（食品医薬品局）
査察と罰則	規定無し

健康強調表示	ラオス
関連法規／規則	MOH（保健省）規則519、2009、第6条,6.2項
定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）	規定無し
疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）	規定無し
承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）	規定無し
（食品／特定の組成成分に対する承認）	規定無し
健康強調表示に関する科学的実証	規定無し
実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）	規定無し
実証の基準および／または効果の評価	規定無し
特定の安全性に関する事項	規定無し
再評価	規定無し
製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）	規定無し
有害事象に関する報告システム（義務／任意）	規定無し
健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）	Food and Drug Department（食品医薬品局）
査察と罰則	規定無し
ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則	規定無し
定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）	規定無し

5. 製造工程認証

未調査のため、情報がありません。

6-1. 個別食品規格/調味料類

未調査のため、情報がありません。

6-2. 個別食品規格/菓子類

未調査のため、情報がありません。

6-3. 個別食品規格/清涼飲料

飲料に該当する規格が存在しません。

6-4. 個別食品規格/レトルト食品

未調査のため、情報がありません。

6-5. 個別食品規格/めん類

めん類に該当する規格が存在しません。

6-6. 個別食品規格／乳・乳製品

乳・乳製品に該当する規格が存在しません。

6-7. 個別食品規格／アルコール飲料

未調査のため、情報がありません。

6-8. 個別食品規格／調理冷凍食品

調理冷凍食品に該当する規格が存在しません。

7. 残留農薬

残留農薬基準値につきましては、下記情報をご参照ください。

- 諸外国における残留農薬基準値に関する情報
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html